

「建築士事務所の標識」の書式が変わりました

建築士事務所の開設者は、建築士法施行規則第7号書式により標識をその建築士事務所の見やすい場所に掲示してください。(建築士法第24条の5)(建築士法施行規則第22条)

↑ 25cm 以上	建築士事務所の名称	
	登録	一級 二級 建築士事務所 木造
		福島県知事登録 第〇〇(〇〇〇)〇〇号
	開設者	氏名
	管理建築士	一級 二級 建築士 氏名 木造
	登録の有効期間	平成 年 月 日から平成 年 月 日まで

↓

← 40cm 以上 →

平成19年12月20日以降、標識は上記の書式を使用してください
(平成19年12月20日以前に建築士事務所登録を受けた事務所であっても、
上記書式に変更する必要があります。)

«法人の場合の作成例»

↑	株式会社 福島建築設計 一級建築士事務所	
25cm 以上	登 錄	一級建築士事務所 福島県知事登録 第11(711)0001号
	開 設 者	株式会社 福島建築設計 代表取締役 福島 太郎
	管 理 建 築 士	一級建築士 福島 健太郎
	登録の有効期間	平成17年11月1日から平成22年10月31日まで
↓	← 40cm 以上 →	

«個人の場合の作成例»

↑	福島建築設計事務所	
25cm 以上	登 錄	二級建築士事務所 福島県知事登録 第11(711)0001号
	開 設 者	福島 太郎
	管 理 建 築 士	二級建築士 福島 太郎
	登録の有効期間	平成17年11月1日から平成22年10月31日まで
↓	← 40cm 以上 →	

※ 一番下の有効期間の欄が増えました。

- 1) 一番上の欄には、建築士事務所登録申請書の建築士事務所名称欄に記載した名称をそのまま記入してください。
- 2) 登録欄には、建築士事務所の(一級・二級・木造)建築士事務所の別を記入し、登録番号を記入してください。
- 3) 開設者欄には、建築士事務所登録申請書の氏名欄に記載した氏名(法人の場合は名称及び代表者氏名)を記入してください。
- 4) 管理建築士欄には、(一級・二級・木造)建築士の別を記入し、氏名を記入してください。
- 5) 一番下の欄には、建築士事務所登録通知書の有効期間欄に記載してある年月日を記入してください。